東邦大学医療センター大橋病院
MR活動について
（MR用）

2005年8月11日改訂
2014年1月10日改訂
2014年7月01日改訂
2016年4月18日改訂
2018年12月1日改訂
2019年11月1日改訂
2020年7月9日改訂
2022年4月6日改訂
2022年4月15日改訂
2024年8月21日改訂
2024年11月20日改訂

東邦大学医療センター大橋病院におけるMR活動について

院内におけるMR活動は、患者様や診療の妨げにならないように配慮をお願いします。

1.院内におけるMR活動について

院内への無断入室は禁ずる。
院内でMR活動を行う場合は、防災センターでゲストカードを取得する。
医薬品製造業者の訪問活動に関するルールを厳守する。

2.薬剤部における医薬品情報提供について

担当 MR はPr.JOYに登録する。
原則、事前にPr.JOYにてアポイントを取得する。（緊急の場合を除く）

3.医薬品情報の提供について

・新薬情報（4. 医薬品の情報提供活動を参照）
・添付文書改訂
・製造中止に関する事項（3部）
・包装変更（2部）
・薬品回収、欠品等に関する事項（3部）
・院内の副作用報告
・市販直後調査、市販後調査、使用成績調査、再審査結果報告
・患者指導用資料(2部)
・適正使用ガイド、使用上の注意の解説　など
※上記情報で改訂になった際もその都度提供する。

4.医薬品の情報提供活動

新規に医薬品の院内活動を行う場合は、下記の手順に従い医薬品ごとに許可を得る。
＜医薬品院内活動許可申請の手続き＞
1）新規医薬品（規格・剤形追加を含む）の発売が決定したら、ヒアリング実施の有無を確認する。
ヒアリング：開催日時 第1,3火曜日16:30～17:30、１社30分(説明時間10分)
開催方法　Web形式
必要資材　提出資料5部（添付文書、インタビューフォーム、新医薬品「使用上の注意」の解説、適正使用ガイド、製品情報概要、審査報告書、対象疾患ガイドライン、適正使用に関する情報　など）
ヒアリング後：　ヒアリング報告書を提出する。　（ひな型は都度配布）
2）「医薬品に関する院内活動申請書」を医薬品情報室に郵送又はメールに添付し提出する。（押印必須。）
（薬価収載日、発売日等の全ての項目が決定し、明記可能な時点で提出する。）
3）「医薬品に関する院内活動許可書」が発行される。（発行は発売後となる）
4）本許可書を得た後、院内活動を開始する。

5.その他の注意事項

新規医薬品の購入申請は、医師が行うものであるためMRは関与しない。

担当MRは、交代時にはこれらの事項を引き継ぐこと。